

## 東洋大学国際会館利用規約およびレジデント・アシスタント 合意書

東洋大学国際教育センター長 殿

以下の規約およびレジデント・アシスタント（以下 RA）の活動内容に合意し、東洋大学国際会館を利用いたします。

### ■東洋大学国際会館利用規約

（目的）

1. この規約は、学校法人東洋大学が管理・運営する東洋大学国際会館（東京都文京区千駄木3丁目2番4号）を入居者が利用する際に遵守すべき事項を定めたものである。

（基本事項）

2. 東洋大学国際会館の利用については、「東洋大学国際会館管理運営規程」及び「東洋大学国際会館利用細則」に基づくものとする。
3. 宿舍費は「東洋大学国際会館利用細則」に従って支払われるものとする。支払は東洋大学（以下「大学」）が適宜決定する方法で支払うものとする（ISEP 学生を除く）。
4. 居室には、原則として入居者以外の者が宿泊することはできない。
5. 訪問者は、ロビー及び多目的室を利用することができるが、居室棟への立ち入りは認めない。また、訪問者は午後 10 時までには会館を退出しなければならない。
6. 入居者の居室は大学が割り当てるものとし、入居者が許可なく居室を変更することはできない。

（居室内）

7. 居室の改造・解体・改装（ペンキ塗り、壁紙の張替え、釘打ち、フック留め等）を禁ずる。
8. 入居者の過失によって居室の備品を破損・汚損した場合には、速やかに管理人へ連絡し、破損・汚損した備品を勝手に処分しない。又、施設、設備及び備品等を破損、滅失又は汚損した場合には、原状回復に必要な経費を請求することがある。
9. 会館の構造本体を損傷する恐れのある重量物（金庫等）・危険物（鉄砲、刀剣類、又は爆発性のある物品）・大量の引火又は発火のおそれのある物品を製造又は保管することを禁止する。
10. 居室の管理・清掃は、入居者自身の責任において行う。又、居室内を清潔かつ衛生的な状態に維持しなければならない。
11. 館内は、全面禁煙とする。決められた場所以外での喫煙を固く禁止する。
12. 館内では、ローソク、アロマキャンドル等の火気の使用を禁止する。
13. 館内で犬・猫・鳥獣類等を飼育することを禁止する。
14. バルコニーには、落下・飛散等により他に損害を及ぼす恐れのある物を放置しない。
15. 居室内が適正な状態に保たれていて保守欠陥がないことを確認するために、管理人が点検を行うことがある。

（清掃義務）

16. ゴミは分別し、指定ゴミ袋に入れ、必ず指定日に所定の場所に出さなければならない。

（防火・防犯）

17. 暖房は備え付けの設備によるものとする。
18. 居室においては、石油ストーブ、ガスコンロの使用を禁止する。
19. 防火、構造の保全その他の管理上で特に必要がある場合は、あらかじめ入居者の了承を得て、居室内に立ち入ることがある。又、正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することはできないものとする。
20. 火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、入居者の承諾を得ることなく立ち入ることがある。この場合において、不在時に立ち入った際には、立ち入り後、その旨を入居者に通知するものとする。
21. 鍵の複製・追加設置・交換はしない。なお、鍵を紛失、破損した場合には、鍵の交換費用を実費請求する。

(駐車・駐輪)

22. 会館敷地内、及び駐輪場への車両の駐車、オートバイ（原動機付自転車含む）、未登録の自転車の駐輪を禁止する。
23. 駐輪場を使用する場合は必ず事前に管理人に届け出て、自転車の所定の位置にステッカーを貼ることとする。又、退出時には必ず自転車を処分しなければならない。なお、ステッカーの貼られていない自転車は撤去する。
24. 訪問者が会館に自動車・バイク等で訪問する場合、管理人の許可を得なければならない。

(迷惑行為)

25. テレビ・ラジオ・楽器、その他音を発生させる機器を大音量で使用し、又は、会館内で騒ぐ行為、大声での会話等、入居者及び近隣住民に対して迷惑・危害を及ぼす行為はしない。
26. その他、公序良俗に反する行為、近隣住民又は他の入居者に迷惑・危害を及ぼす行為をしない。

(その他の禁止事項)

27. 立入禁止区域内には立ち入らない。
28. 建物の廊下・階段・玄関・非常口・共有スペースには安全のため、私物を置かない。発見した場合は直ちに処分する。又、私物の紛失・破壊等のトラブルについては、大学は一切関知しない。
29. 入居者は、ゴミあるいは煙草の吸殻等の廃棄物を、会館内の指定された場所以外には投棄しない。
30. バルコニー又は窓から物を投げ捨てない。

(退出)

31. 入居者は、退出日の2週間前までに退出届を管理人に提出しなければならない。
32. 入居者は、退出日までに居室内の私物・所持品を処分し、入居時の原状に復さなければならない。なお、退出後に見つけられた残存物（私物・所持品）は、即時処分することとし、処分に要した費用は別途請求することとする。

(退館処分)

33. 次の事由が生じたときには契約を解除し、部屋の退去を命ずることがある。
  - ・入居に係わる申請事項に虚偽の事実が判明した場合
  - ・前述の宿舍生活の規則に反し、社会通念上の問題がある行為があった場合
  - ・性行不良にして宿舍生活に不相当と認められた場合
  - ・出火、器物損壊又は重大なる過失により損害を与えた場合

- ・延納期限を超えて宿舍費の納入を怠った場合
- ・停学処分を受け、正常な宿舍生活の続行が不相当と認められた場合
- ・東洋大学における学籍又は職位が消滅した場合
- ・部屋を他人に転貸した場合
- ・第三者（家族・親戚を含む）を居室へ入室もしくは宿泊させた場合
- ・他の入居者や近隣住民に重大な迷惑を及ぼす行為をした場合

（免責事項）

34. 大学は、入居者の自己責任の下にのみあるべき居室内のいかなる私物の紛失に対しても、一切の責任を負うものではない。
35. 入居者の故意又は重大な過失によって引き起こされた事故・トラブル、公序良俗に反する行為、近隣住民又は他の入居者に迷惑・危害を及ぼす行為によって発生した損害費用・賠償金は全てその当事者が負担することとし、大学は一切関知しない。
36. 入居者の退出後に発生した入居者の故意又は重大な過失によって発生した損害費用・賠償金は、全てその当事者が負担することとし、大学は一切関知しない。
37. 自然災害、地震、天災、洪水、火事、盗難、その他大学の責任に帰さない事由により利用者の被った損害については、大学は一切その責任を負わない。

（その他）

38. 入居者及びその訪問者は、東洋大学国際会館の利用に関する本規約及び配布する「東洋大学国際会館入居のしおり」の内容を理解し、大学の指示をいかなる場合も遵守するものとする。

#### ■レジデント・アシスタントの活動内容

1. 隔週1回のRAミーティングを行う。
2. 入居する留学生等に対する共同生活上の指導、助言および会館マネージャーや国際課との連携を図る。
3. 入寮時の各種サポート（区役所での住民登録、銀行口座開設、周辺案内、オリエンテーション実施時の協力等）を大学および会館マネージャーと連携して行う。
4. 緊急、非常時の対応（急病、事故、災害時。夜間・休日を含む）を大学および会館マネージャーと連携して行う。
5. 留学生と日本人学生の交流を促進するためのイベントの企画・運営を行う。
6. 月1回の各居室清掃状況確認及び指導を行う。

私は上記の利用規約に合意します。また、RAの活動内容を理解し実行します。

	⑩	
学籍番号	申込者署名	日付（年/月/日）
	⑩	
	保証人署名	日付（年/月/日）